

専門学校日本ホテルスクール学則

学校法人日本ホテル学院

専門学校日本ホテルスクール

〒164-0003 東京都中野区東中野3丁目15番14号
電 話 03-3360-8231

第1章 総 則

(名称及び位置)

第 1 条 本校は、専門学校日本ホテルスクールという。

本校の位置を、東京都中野区東中野 3 丁目 1 4 番 2 7 号及び東京都中野区東中野 3 丁目 1 5 番 1 4 号及び東京都中野区東中野 3 丁目 1 4 番 1 2 号に置く。

(目 的)

第 2 条 本校は、学校教育法に基づき、国際ホテルマンとして必要な専門知識、技術の習得と、礼儀正しく豊かな教養を備えた社会人を養成し、教育を通じて我が国観光産業の振興に寄与するとともに、社会の発展に貢献することを目的とする。

(学校評価)

第 3 条 本校は、教育の一層の充実を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3. 前 2 項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第 4 条 本校の課程・学科・定員・修業年限は、次の通りとする。

昼夜の別	課 程	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	国際ホテル学科	2年	300名	600名
夜間部	商業実務 専門課程	国際ホテル学科	2年	160名	320名

(在学年限)

第 5 条 前条により入学した生徒は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休校日

(学 年)

第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 本校の学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休校日)

第8条 本校の休校日は、次のように定める。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日(10月1日)
- (4) 夏季休業日(8月1日から8月31日)
- (5) 冬季休業日(12月26日から1月5日)
- (6) 春季休業日(3月21日から4月10日)

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業時間)

第9条 本校の授業時間は次の通りとする。

昼間部 9時20分より 17時00分まで
夜間部 18時20分より 20時50分まで

第4章 入学・休学・退学及び転科

(入学時期)

第10条 本校の入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
(通常の課程による12年の学校教育を修了した者)
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、18歳に達している者
 - ①外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③文部科学大臣の指定した者
 - ④大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - ⑤その他、本校が別に定める個別の入学資格審査により、高等学校卒業者に準ずる学力があると認められる者

2. 身体にタトゥー(入れ墨)がある者は、本校に入学することができない。

(出願手続)

第12条 本校に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2. 入学志願手続の時期、方法及び書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第13条 本校は、入学志願者に対し、校長が合格者を決定する。

2. 入学選考において合格に影響を与えるような重大な事情があった場合は、合格を取り消すことがある。
3. 入学者の選考方法については、別に定める。

(入学手続)

- 第14条 入学選考の結果、合格した者は、指定の期日までに入学金、授業料、その他の費用及び所定書類を提出しなければならない。
2. 入学手続の時期、方法及び書類については別に定める。

(入学許可)

- 第15条 入学手続を行い、誓約書及び身元保証書を指定の期日までに提出した者に対し、校長は入学を許可する。

(編入学及び再入学)

- 第16条 本校の2年次に編入学及び再入学を希望する者が所定の手続により志願したときは、特別の選考を行い、校長がこれを許可する。ただし編入学及び再入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学において2年以上の課程を修了した者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 専修学校（2年以上、1,700時間以上の専門課程）を卒業した者
 - (5) 本校1年次修了後に退学し、再入学を希望する者
2. 前項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については校長がこれを決する。
 3. 編入学及び再入学に必要な事項は、別に定める。

(転科)

- 第17条 学生が他の学科への転科を希望したときは、教育に支障のない限り、選考のうえ校長がこれを許可する。
2. 転科に必要な事項は、別に定める。

(休学)

- 第18条 病気又は止むを得ない事由により修学困難な者は、その事由を記して校長に休学を願い出ることができる。
2. 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命ずることができる。
 3. 休学の期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事由がある場合には、1年を限度として、休学期間の延長を許可し、又は命ずることができる。
 4. 休学期間は、通算して2年をこえることができない。
 5. 休学に必要な事項は、別に定める。

(復学)

- 第19条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、校長に復学を願い出なければならない。復学の許可は、校長が行う。
2. 復学に必要な事項は、別に定める。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、校長に退学を願い出て、許可を受けなければならない。

2. 退学に必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第21条 本学において開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般教育科目
- (2) 専門科目
- (3) 語学科目
- (4) 実習研修科目
- (5) ゼミ科目

(単位の認定)

第22条 各授業科目の単位数は、専修学校設置基準、第3章第15条及び16条により、1単位の履修時間を次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、1時限50分の学習、15時限をもって1単位とする。
- (2) 演習については、1時限50分の学習、30時限をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、1時限50分の学習、45時限をもって1単位とする。

(授業科目及び授業時間数)

第23条 本校で開設する授業科目及び授業時間数は、次のとおりとする。

(別紙資料添付)

(卒業の要件)

第24条 本校を卒業するために、生徒は2年在学し、第23条に定める授業科目について、各学科所定の教育課程に従って所定の単位以上を修得しなければならない。

(履修の方法)

第25条 第23条に定める授業科目は、必修及び選択科目とし、履修方法について必要な事項は別に定める。

(単位取得の認定)

第26条 授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2. 単位の認定は、原則として定期試験による。
3. 単位取得認定の方法について必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第27条 各授業科目の成績は、A(秀)、B(優)、C(良)、D(可)及びF(不可)の5種に分け、A、B、C、Dの成績を合格とする。

第6章 卒業及び称号の授与

(卒業の認定)

第28条 本校に2年在学し、第26条に定める単位を修得した者に対し、教務会の議を経て、校

長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第29条 前条により、商業実務専門課程、昼間部国際ホテル学科を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。

第7章 学 費

(入学検定料等)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用は、次のとおりとする。

(1) 昼間部国際ホテル学科	1年次	2年次	
	入学検定料	20,000円	—
	入学金	100,000円	—
	授業料(年間)	1,272,000円	1,284,000円
維持費(年間)	220,000円	220,000円	
(2) 夜間部国際ホテル学科	1年次	2年次	
	入学検定料	20,000円	—
	入学金	80,000円	—
	授業料(年間)	564,000円	576,000円
維持費(年間)	126,000円	126,000円	

※第16条に定める編入学の納付金については、次のとおりとする。

[昼間部]	2年次
入学検定料	20,000円
入学金	50,000円
授業料(年間)	1,284,000円
維持費(年間)	220,000円

[夜間部]	
入学検定料	20,000円
入学金	40,000円
授業料(年間)	576,000円
維持費(年間)	126,000円

2. 入学金及び授業料その他の諸費用は、指定期間内に納入しなければならない。
3. 編入学、再入学の者については、別に定める。
4. 学費の減免及び免除等の特例については、別に定める。

(休学の場合の費用)

第31条 第18条の規定による休学する者は、休学期間中、定められた休学管理費を納入しなければならない。

(退学の場合の費用)

第32条 退学もしくは除籍された者、または停学中の者も、その期間にかかわる費用を本章の定める規定により納入しなければならない。

(納入金の不還付)

第33条 既に納入した費用については、原則として返却しないものとする。

第8章 教職員組織

(教職員)

第34条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 17名以上
- (3) 講師 15名以上
- (4) 事務職員 5名以上
- (5) 学校医 1名

2. 教職員は、次の職務を行う。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属する教職員を指導監督する。
- (2) 教員及び講師は、生徒を教授し、指導する。また、教育研究に従事する。
- (3) 事務職員は、校長の指示するところの職務に従事する。

第9章 科目等履修生・外国人留学生等

(科目等履修生)

第35条 本校において、本校生徒以外の者で一、又は複数の授業科目を履修し、単位修得を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2. 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第36条 本校において開講する授業科目のうち、特定科目を選んで聴講を希望する者があるときは、本校の研究教育に支障のない限り、教務会の議を経て校長が許可する。

2. 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人留学生については特別に選考を行い、教務会の議を経て、校長がこれを許可する。

2. 外国人留学生につき必要な事項は、別に定める。

(帰国子女の入学について)

第38条 帰国子女とは、外国の教育制度に基づく正規の学校教育を受けた後、我が国に帰国した日本国籍を有する者をいう。

2. 帰国子女の入学について特別に選考をし、教務会の議を経て校長がこれを許可する。
3. 帰国子女の入学に関する事項は、別に定める。

第10章 賞罰等

(表彰)

第39条 校長は、本校生徒に対して表彰に価する行為のあったときは、教務会の議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第40条 本校の教育の趣旨にそむき、生徒の本分に反する行為のある者に対して、校長は懲戒することができる。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 著しく学内の秩序を乱し、その他生徒の本分にもとると認められる行為を行った者。
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者。
4. 懲戒につき必要な事項は別に定める。

(除 籍)

第41条 次の各号の一に該当する生徒は、校長が除籍する。

- (1) 第18条の規定による休学、第40条3項による退学に該当するにもかかわらず、休学、退学の手続をしない者。
- (2) 第5条に定める在学年限をこえる者。
- (3) 第18条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学しない者。
- (4) 学費納入の義務を怠った者。

第11章 附属図書館等

(附属図書館)

第42条 本校に附属図書館を置く。

2. 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(健康診断)

第43条 健康診断は、全校生徒を対象に、毎年1回実施する。

附 則

1. この学則は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。
2. この学則に必要な細則は、校長が別に定める。

以 上